

令和3年第1回川西町 議会定例会会議録

令和3年3月19日 金曜日 午前11時00分開議

議長 鈴木幸廣 副議長 伊藤寿郎

出席議員（13名）

1番 井上晃一君	2番 遠藤明子君
3番 渡部秀一君	4番 寒河江司君
5番 吉村徹君	6番 島貫偕君
7番 伊藤進君	8番 神村建二君
9番 橋本欣一君	10番 淀秀夫君
11番 高橋輝行君	13番 伊藤寿郎君
14番 鈴木幸廣君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長 原田俊二君	副町長 山口俊昭君
教育長 小野庄士君	総務課長 鈴木浩之君
未来づくり課長 針生富雄君	政策推進課長 遠藤準一君
まちづくり課長 奥村正隆君	住民生活課長 佐藤紀子君
福祉介護課長 大滝治則君	健康子育て課長 金子征美君
産業振興課長 井上憲也君	農地林務課長・農業委員会事務局長 内谷新悟君
地域整備課長 奥村邦彦君	会計管理者・税務会計課長 後藤哲雄君
教育総務課長 淀野芳広君	生涯学習課長 安部博之君
農業委員会会長 大沼藤一君	監査委員 島貫憲明君

財 政 主 幹 中 山 宗 隆 君

事務局職員出席者

議会事務局長 緒 形 信 彦

事務局長補佐 大 友 勝 治

主 査 高 橋 利 幸

議 事 日 程 (第 4 号)

令和3年3月19日 金曜日 午前11時00分開議

- 日程第 1 議第17号 川西町公告式条例及び川西町議会事務局設置条例の一部を改正する
条例の設定についてから議第23号 町有財産の無償貸付けについ
てまでの付託議案の審査報告について
(総務文教常任委員会委員長)
(産業厚生常任委員会委員長)
- 日程第 2 議第18号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてから議第
16号 令和3年度川西町水道事業会計予算までの付託議案の審査
報告について
(予算特別委員会委員長)
- 日程第 3 議第25号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第 4 発議第4号 川西町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 発議第5号 議員の派遣について
- 日程第 6 請願の審査報告
請願第1号 川西町中心市街地活性化についての請願
請願第2号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」
に関する請願
(総務文教常任委員会委員長)
- 日程第 7 発議第6号 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

日程第7まで議事日程のとおり

日程の追加

追加日程第1 発議第7号 安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために早急に30
人学級実現を求める意見書の提出について

◎開議の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回川西町議会定例会第17日目の会議を開きます。

(午前11時00分)

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎議第17号 川西町公告式条例及び川西町議会事務局設置条例の一部を改正する条例の設定についてから議第23号 町有財産の無償貸付けについてまでの付託議案の審査報告について

○議長 日程第1、議第17号 川西町公告式条例及び川西町議会事務局設置条例の一部を改正する条例の設定についてから議第23号 町有財産の無償貸付けについてまでの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該6議案については、本定例会第1日目の3月3日本会議において、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会に審査を付託いたしましたものであります。この審査結果について報告がありましたので、これを議題とするものであります。

なお、採決は総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会ごとに行いますので、ご了承願います。

まず、総務文教常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長伊藤 進君。

7番伊藤 進君。

(総務文教常任委員会委員長 伊藤 進君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 それでは、総務文教常任委員会付託議案審査の報告をいたします。

令和3年3月3日、第1回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

- 1、審査日程、記載のとおりであります。
- 2、議案説明のため当局より出席した者、記載のとおりであります。
- 3、付託議案、別紙議案付託表のとおりであります。
- 4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果について。

(1) 議第17号 川西町公告式条例及び川西町議会事務局設置条例の一部を改正する条例の設定について。

掲示場及び議会事務局の位置を変更するため、改正する旨の説明を受けた。

以上、本議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

以上であります。

○議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第17号 川西町公告式条例及び川西町議会事務局設置条例の一部を改正する条例の設定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、産業厚生常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めま

す。

産業厚生常任委員会委員長神村建二君。

8番神村建二君。

(産業厚生常任委員会委員長 神村建二君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 産業厚生常任委員会付託議案審査報告をいたします。

令和3年3月3日、第1回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

- 1、審査日程、記載のとおりでございます。
- 2、議案説明のため当局より出席した者、記載のとおりでございます。
- 3、付託議案、別紙議案付託表のとおりでございます。
- 4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第19号 川西町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する旨の説明を受けた。

ハラスメントについての共通理解を深めるための研修会等を開催するよう意見を付した。

(2) 議第20号 川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する旨の説明を受けた。

(3) 議第21号 川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する旨の説明を受けた。

(4) 議第22号 川西町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する旨の説明を受けた。

(5) 議第23号 町有財産の無償貸付けについて。

社会福祉法人山形県社会福祉事業団が経営する地域福祉を支援する拠点施設等とするため、当該用地を無償で貸し付ける旨の説明を受けた。

審査の過程において、委員から、貸付けに際し、固定資産税相当分を使用料として徴収すべきとの意見が出された。

以上、各議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、議第19号、議第20号、議第21号及び議第22号は全会一致、議第23号は賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第19号 川西町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成する方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第20号 川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第21号 川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の設定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第22号 川西町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第23号 町有財産の無償貸付けについて、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

◎議第18号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてから議第16号 令和3年度川西町水道事業会計予算までの付託議案の審査報告について

○議長 日程第2、議第18号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてから議第16号 令和3年度川西町水道事業会計予算までの付託議案の審査報告について、これを

議題といたします。

当該議案については、本定例会第3日目の3月5日本会議において、予算特別委員会に審査を付託したものでありますが、その審査結果について報告がありましたので、これを議題とするものであります。

予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長井上晃一君。

1 番井上晃一君。

(予算特別委員会委員長 井上晃一君 登壇)

○予算特別委員会委員長 川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る3月5日、議会定例会本会議において本特別委員会に付託されました議第18号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第5号 令和2年度川西町一般会計補正予算(第12号)、議第6号 令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、議第7号 令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第4号)、議第8号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)、議第9号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、議第10号 令和3年度川西町一般会計予算、議第11号 令和3年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、議第12号 令和3年度川西町下水道事業特別会計予算、議第13号 令和3年度川西町農業集落排水事業特別会計予算、議第14号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計予算、議第15号 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、議第16号 令和3年度川西町水道事業会計予算、以上13議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会において、示された日程に従い、関係課長等職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め、詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

また、さらに、本日開かれた予算特別委員会においては、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された13議案のうち、議第10号 令和3年度川西町一般会計予算については否決され、ほか12議案は、いずれも可決すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第18号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第7号 令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第4号)、議第8号

令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第9号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議第12号 令和3年度川西町下水道事業特別会計予算、議第13号 令和3年度川西町農業集落排水事業特別会計予算、以上7議案につきましては、全員一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

議第5号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第12号）、議第11号 令和3年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、議第14号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計予算、議第15号 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、議第16号 令和3年度川西町水道事業会計予算、以上5議案につきましては、少数の反対者がありましたが、賛成多数をもって、可決すべきものと決定いたしました。

議第10号 令和3年度川西町一般会計予算につきましては、賛成少数をもって、否決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、その実現について、しかるべくお取り計らいますようお願いいたします。

また、議案審査に当たり、町当局には諸資料を提供いただき、効率的・効果的な審査にご協力をいただきました。

これをもって予算特別委員会の報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、令和2年度川西町各会計補正予算5議案、令和3年度川西町各会計予算7議案、合計13議案につきましては、予算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

なお、採決は議案ごとに行いますので、ご了承願います。

議第18号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第5号 令和2年度川西町一般会計補正予算(第12号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、予算特別委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第6号 令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第7号 令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第4号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第8号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第9号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第10号 令和3年度川西町一般会計予算。

本議案について、予算特別委員会委員長の報告は否決であります。この場合、本議案の原案についてお諮りいたしますので、ご留意願います。

暫時休憩いたします。

(午前11時35分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時36分)

○議長 本議案について、予算特別委員会委員長の報告は否決であります。この場合、本議案の原案についてお諮りいたしますので、ご留意お願いを申し上げます。起立しない議員は反対とみなします。

議第10号 令和3年度川西町一般会計予算、本議案に賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○議長 起立少数。

よって、本案は否決されました。

議第11号 令和3年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、予算特別委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第12号 令和3年度川西町下水道事業特別会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第13号 令和3年度川西町農業集落排水事業特別会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第14号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、予算特別委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第15号 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、予算特別委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第16号 令和3年度川西町水道事業会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、予算特別委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

◎議第25号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長 日程第3 議第25号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

の制定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。追加提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第7項第2号の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第25号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、町長、副町長の給料を特例により減額して支給するため、提案するものでございます。

内容につきまして、鈴木総務課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第25号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手元の概要でご説明申し上げます。

1、町長、副町長の給料支給額の削減でございます。

こちら、町長につきましては10%の削減率でございます。結果、8万4,000円を削減いたしまして、削減後の額は75万6,000円となります。

副町長につきましては、5%削減でございます。3万3,500円を削減いたしまして、63万6,500円とするものでございます。

施行期日は令和3年4月1日、こちらは令和3年4月分の削減でございます。

なお、こちらでございますが、令和3年2月16日に発生いたしました職員の公務中の事故に関しまして、安全配慮と管理監督が不十分であったことを踏まえまして削減いたすものでございます。

以上でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

11番高橋輝行君。

○11番 私は、この内容は反対なんです。その理由を申し上げますけれども、あまり固有名詞についてはというふうに言われておりますが、何年前ですか、東やまこさんの息子さん、

安部君の、そのときは私、議員ではありませんでした。しかし、当局側とご遺族の方との、るる交渉というか、後始末というか、いわゆるされたことについては、突然、今日、山新さんが傍聴されておりますが、その記事をもって知ったと。その後、第三者委員会、るるあるわけで、そのことは簡単に申し上げたいと。以上でやめたいと思いますが、このときに私は、100時間という労働、働く基準があつて……

○議長 高橋議員に申し上げます。議題外に及んでおりますので、質問を変えてください。

○11番 そのときに全然、今もってその責任というものについて、このような形で何もないところが、今回、東やまこさんの安部君の内容と、どういうふうと比較したらいいか分かりませんが……

○議長 高橋議員に申し上げます。個人名はお控えください。

○11番 控えますけれども、公表されているわけですよ、議長。ですから、私は言っているんです。公表されていなければ言わないけれども、もう周知の事実ですよ。

それで、今回の名前は出ていませんから、議長言うとおりの、新聞には出ておりますが、今回の職員の名前は、私、言いませんよ。つまり、今回の、さっき、監督不十分ということのご提案でしょう。これと数年前の安部君の問題と、結局、責任の取り方として、全然、数年前の内容については何も責任を取っていないということがあるわけでしょう。これを尋ねれば、取っていましたか。これお聞きしたい。これお聞きしてからですね。取っていないということを私が言う前に、そのとき私、議員じゃなかったから、空白期間があつたので。

そのときに何もされないで、今回、何かご立派な責任の取り方というふうに、見れば見られるんですけども、一連のこれ、関連しながら、町長がどなたであっても、Aという人が町長であっても、原田さんが町長であっても、これからBという人がなつても、やっぱり町のそういう関係者というか、責任の取り方、私どもも同じです。我々は辞めるという、辞職ということがあるわけですが、私は経験あるんですけども。

戻りますけれども、これは、まずお尋ねしますよ。数年前の安部君のときに、私、分からないんですけども、責任取られましたか。なぜ今回なんですか。まず安部君のときです。

ご自身でしょう、それ。事務方の答弁じゃないでしょう。ご自身の問題ですよ、提案は。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議員のほうからいただきました過去の事例については、再発防止ということで職員の聴取をさせていただきました。

再発防止に努めるということで、責任の所在を明らかにしたところです。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 無駄な質疑やめますけれども、安部君のときの責任は取られましたかと聞いている。そのときはなくて、なぜ今回だけなのかという、ここさいくために聞いたんですよ。ですから、私、2回の質問で、ぐだぐだとやめますけれども、再度聞きますよ。安部君のときの責任は取られましたか。その責任は、責めただかいじめたかというのはまた別の問題で、100時間以上超えたという、ここの部分を十分監督されなかったと、ここの部分はあるでしょう。この責任は最低取られましたか。それが元に、今回ということであれば、まだ比較のしようがあるんですが、議長、戻ります。安部君のときの責任は取られましたか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 公務員につきましては、労働基準法から該当除外というふうになっておりますので、その分については、当時、長時間労働というような概念は公務員の中ではございませんでしたので、そのところは、私自身の再発防止に傾注したところでありまして、私自身が処分を課すということはしておりません。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 3回目ですけれども、そのご判断は、私、よく分からないんですけれども、町長のおっしゃるご判断が当たっておるかもしれない。しかし、途中途中で、申し訳ない、悪かったという言葉は、聞き飽きるほどというかあったでしょう。これはやっぱり精査して、やられたほうがいいと思いますよ。

そういうふうに乗りますと、今回のご自身が反省していると、申し訳ないということで、町長、副町長が、パーセントは別として責任を取られるという、ここは私は合点がいかない、こういうふうに申し上げているんです。

それから、議長、ここご配慮いただきたい、これを例にされると困るんですよ。所管委員会の内容は、追加提案だから省略して、議運で、そしてこうだというくだりですけれども、議長、これは、議長就任の山新の記事も何回か読みましたけれども、透明性に欠けますよ。でしょう。やっぱり委員会にかけながら、私が今申し上げたようなことなども、十分、最低、町民代表の議員とキャッチボールして、そして整理すれば、何もこんなことで、私が議会壇上で手を挙げなくても済むわけですよ、議長ね。

そういう意味で、今後、もう一回議運開けなんて、そんなやばなことは言いません、最終日ですからね。ただ、議運、議運と、この議論もまだ、新体制の中で宿題として申し上げておりますので、繰り返し申し上げませんが、やっぱり無駄なような、議長はどういう

感覚が分かりませんが、十分キャッチボールして話をし、そして理解をしていく、これは鈴木議長、ぜひお願いしたい。あなたの今、次第書きに、追加提案だから、当局から出されたから、省略、省略、省略、これはいけませんよ。ぜひひとつ、鈴木新議長が言われる、副議長もおっしゃっておるわけですが、開かれた透明性、アクリル板のような議会でいきましょう。そういうふうに申し上げたいと思います。

もう一回聞きます。安部君のときには公務中については何も、労働基準監督署の……その辺やめましょう。いずれ、つじつまが合わないように私は思います。

1点だけちょっと、ここの場で申し上げさせていただきますが、大課制についても、つまり、何だかという、議長、ちょっとそれますけれども、するべき委員会なりそういうところ、手順を経ていない、これはいけません。次回の場でただしていきたいと思います。

以上で。答弁要りませんよ。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時ちょうどいたします。

(午前11時54分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

◎発議第4号 川西町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 日程第4、発議第4号 川西町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者橋本欣一君。

9番橋本欣一君。

(9番 橋本欣一君 登壇)

○9番 発議第4号 川西町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川西町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

期日並びに提出者、賛成者につきましては記載のとおりでございます。

提出理由でございます。

本町行政組織の変更に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、提出するものであります。

川西町議会委員会条例の一部を改正する条例。

川西町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務課」の次に「、安全安心課、財政課」を加え、「住民生活課」を削り、第2号中「福祉介護課」を「住民課、福祉介護課」に改める。

附則として、この条例は令和3年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

11番高橋輝行君。

○11番 これは、いわゆる当局側の、原田体制のやりやすいように課の名前を変えたり、手続があつて、それを受けてということですが、ちょっと忘れた感があるので聞きたいんだけど、当局側、つまり行政側、当局側が、課の再編、何かの関係でするとき、議決案件みたいのあつたんだっけ。ちょっと忘れたので、もう一回そこから聞きながら、質問なりお尋ねしたいんだけど、最初あつたんだっけ。そういう手続がなくてもいいのか、そこちょっと、いっぱいあつたもんだから、今整理されないの、分かるでしょう。それちょっと説明お願いしたい、これ1回目の質問になりますけれども。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

川西町課設置条例というものがございまして、こちらのほう、先ほど議会のほうで提案させていただきますまして、可決いただいたところでございます。

以上でございます。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 分かりました。これは、先にそういう提案があって、よしとして、それを受けてということが、議運の委員長の発議ということだと思います。

そこで、これは提出者に対する質問になりますけれども、これも最終日だからと、長々と引っ張るわけじゃないけれども、何回も今回、私は、言葉で言えば原田体制、当選した人が仕事をやりやすいように、これはいいですよ、どなたがこれからなってもね。その中で、大課制という言葉があると。それは、今度、条例委員会じゃないけれども、何かする場合に、行政管理改善委員会、私もやっとな覚えたんですが、行政管理があって、次に改善委員会。これに諮問しなければならないではないけれども、諮問するという、そういう規約がある。

じゃ、諮問、ちょっと具体的に言いますけれども、副町長、ちょっとレクチャーを受けますと、ぜひとも諮問しなきゃいけないというお話、私もそれは分かるんです。どうしても町長が諮問しなければならないというものではない。しかし、諮問という規定があると。条例委員会でないから、ただ、条例集ではちゃんととじられているんです。諮問でしょう。諮問を受けるのは誰だかといえば、副町長だと。諮問を受ければ当然、答申と、答えを出すと。答えを出されても、そのとおり、すんなねということでもない。町長、分かったと、答えはそうだけれども、分かったということで、別なやり方もいいと。

そういうふうにと考えると、議運委員長、提案者に聞きたいんですが、当局側の内容が変わったから字句の訂正と、これは分かりますけれども、もう一回、我々もこれを発議するに、二重チェックだとするならば、何輝行言ってんだと、先にもう通ったんだと、それをただ受けて、精査した部分は規則の中で直すんだと、こういうことでの提案は分かりますけれども、やっぱり単純に仕事の量で配分していないかと。これが結局、職員の負担になっていないかと。負担にならないようにしているわけでしょうけれども、それが今度は、住民サービスといった場合に、この前こっちの課にあったのが、こっちの課さくつつがったなんていうことがあるんですよね。

これは非常に困るわけで、議運委員長にお尋ねしますけれども、そういうようなこと、今後やっぱり見なければならぬというふうに私は思うんですが、この提案から大分それる感もしますけれども、ちょっと議運委員長から、その受け方の、いわゆる考え方だけ、ちょっ

とお答えいただければお聞きしたい。

○議長 9番橋本欣一君。

○9番 9番です。

既に全員協議会の中でご説明を申し上げましたとおり、新庁舎になりましてから課の名称が変わるものですから、議会側としても所管する課の名前を変えざるを得ないということで、発議させていただいた次第でございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 質問したほうが間違いでした。しなければよかった。その程度の答えですと、ちょっと困ったものですが、あと数か月ですから我慢しましょう。

そういうことを大事にしながら、今後チェックしなければ。質問した私がばかでした。ごめんなさい、ありがとうございます。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第5号 議員の派遣について

○議長 日程第5、発議題5号 議員の派遣について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者橋本欣一君。

9番橋本欣一君。

(9番 橋本欣一君 登壇)

○9番 発議第5号 議員の派遣について。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出期日、提出者、賛成者につきましては記載のとおりでございます。

別紙をご覧ください。

議員の派遣について。

本議会は、地方自治法第100条第13項及び川西町議会会議規則第128条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1、山形県町村議会議長会主催町村議会パネルディスカッション。

目的として、女性議員と次世代目線から町村議会を考える。

派遣場所、山形市山形国際交流プラザ。

期日、令和3年3月24日。

派遣議員、遠藤明子議員でございます。

以上でございます。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

11番高橋輝行君。

○11番 この方について、個人的に私は恨みはありませんよ。今提出されているこのお名前の方については恨みはないけれども、私は反対です。

その理由を申し上げます。

ずっと2年間見まして、一般質問を休んでいる、そういうような内容、そして、女性参加ということの質問の中で、こうあるべきということを私は聞いたことない。研修に参加する派遣なら可です。しかし、パネリスト、パネラーとなりますと、ちょっと違います。そういう意味では、私は自信を持って推薦はできないでありますから、私はパネラーとしては失格、そのような方を同意するわけにいかない。

ですから、この発議は反対であります。

以上であります。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎請願の審査報告

○議長 日程第6、請願の審査報告を行います。

請願第1号 川西町中心市街地活性化についての請願。

本請願は、本定例会において総務文教常任委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長伊藤 進君。

7番伊藤 進君。

(総務文教常任委員会委員長 伊藤 進君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 それでは、私のほうから、総務文教常任委員会に付託された請願の審査報告をいたします。

請願第1号、令和3年第1回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託されました請願第1号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

去る3月8日、議場において、委員5名の出席と未来づくり課課長ほか関係職員の出席を得て、慎重に審査・検討いたしました。

本請願は、役場移転に伴い空洞化が懸念される川西町中心市街地活性化に向けて、川西町は中心市街地活性化プロジェクト委員会と協働・連携し、課題の解決を推進する趣旨のものであります。

審査に対し、委員からは、住民アンケートを精査した報告書を見れば、中心市街地活性化のために必要な措置であり、少しでも目に見える形で進めるべきであるとのことから、採択すべきという意見が出されました。

採決の結果、本委員会といたしましては、本請願は願意妥当であり、採択すべきものと決定しました。

以上、請願第1号の審査報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

11番高橋輝行君。

○11番 ちょっとお尋ねしますが、今、議員定数14人に対して1名、そういう事情で

欠員13人。その委員会所属の方が議長になられて、いわゆる委員会なり分科会の審査は、正副2人で、委員が3人ということで5人。これは全会一致での採択でしたか。

○議長 7番伊藤 進君。

○総務文教常任委員会委員長 全会一致であります。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 ありがとうございます。

商工会長からの、戒名は忘れまして、何々プロジェクトという請願書ですよ。井上晃一議員がいわゆる紹介議員、るる、地元の小松の議員が皆さん請願書にご署名、賛成されているという内容は私も承知しています。今委員長が言ったとおり全会一致と。

しかし、俺、この議員というのはなかなか、さっき申し上げましたが、板挟みという議員が増えまして、休憩中ご飯食べても、十四郷クラブ代表の島貫偕議員だけでなく、板挟みというのはコロナと同じで、伝染しているのかなと思うんですけども、いい意味の板挟みならいいんですけども、これ、請願書の見方ですけども、庁舎の跡地利用、このことも明確に書いているわけでしょう。そういうものについて、商工会長を中心とした商工会からの、個人でないから、商工会長としての名前で、個人でなくて。これさは可としながら、さっきの伊藤寿郎副議長が、ここも板挟みなどもあったと思いますよ。しかしそこは、朝日新聞の天声人語を引用すれば国土、そういう国土型、こういう気持ちで提案されたものは賛成、反対。

ですから、何か5人の色分けを見ますと、伊藤寿郎副議長の先ほどの跡地利用に対する、色を分けてみますと、5人のうち2人なんです。あとの3人の方は、先ほどあったとおり、町側の提案は賛成をして、そして請願書も賛成だと。非常にこの3人の議員は、つじつまが合わないんですね。非常に町民が分かりづらい。ですから、これは本当に、委員長、本当に全会一致なんですか。

○議長 7番伊藤 進君。

○総務文教常任委員会委員長 この請願については全会一致であります。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 もう一度、委員長、聞きますけれども、どのような確認の方法取ったかですけども、本当に心から、やりましょうと、請願についてですよ。そういうことは間違いはないんですね。そして全会一致ですね。

○議長 7番伊藤 進君。

○総務文教常任委員会委員長 本請願についての採決を取ったわけですが、全会一致であります。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第1号 川西町中心市街地活性化についての請願、総務文教常任委員会委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

請願第2号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」に関する請願。

本請願は、本定例会において、総務文教常任委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長伊藤 進君。

7番伊藤 進君。

(総務文教常任委員会委員長 伊藤 進君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 それでは、請願第2号の審査報告をいたします。

令和3年第1回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託されました請願第2号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

去る3月10日、議場において、委員5名の出席と教育総務課長ほか関係職員の出席を得て、慎重に審査・検討いたしました。

本請願は、新型コロナウイルス感染防止対策として、学校の教室が密集状態になることを避けるとともに、行き届いた教育を進めるためにも早期に30人学級を実現するよう、国に対して意見書を提出する趣旨のものであります。

審査に対し、委員からは、30人学級について、本町ではおおむね目標に到達しているが、県内を見れば、まだまだ達成できていない地域があること、また、学校現場の状況を見れば、

教員の過重労働の緩和及び行き届いた教育の推進のためには少人数学級は必要であることから、採択すべきという意見が出されました。

採決の結果、本委員会といたしましては、本請願は願意妥当であり、採択すべきものと決定いたしました。

以上、請願第2号の審査報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

11番高橋輝行君。

○11番 これは、ちょっと最初におわび申し上げて、勉強不足なんで。国の基準は40人、そして、山形県独自の、あの当時、高橋和雄さんが知事になったとき、「さんさん」プランですから33人、しかし今回30人。この辺の、そういうような定数の整理でいいのか、ちょっと不勉強で申し訳ないんですけども、所管でなかったものですから、ちょっとそこです。

それと、もし参考にお聞きできれば、自民党の案は何かお持ち合わせがあれば、お聞かせを。ここは、ごめんなさいね、いずれ今言った、ちょっと整理して再質問したい。

○議長 7番伊藤 進君。

○総務文教常任委員会委員長 ただいまの件につきましても、委員会の中で、山形県については「さんさん」プランというふうな形で進められている。現状、本町においては少人数、もう既になっているんじゃないかという話も出ましたが、報告書に記載のとおり、教員の働き方改革等々もあるということから、この請願の採択に至ったということであります。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 ちょっと聞き漏らしたけれども、国は40人というの、動いていないんだよな。これから何か世並みで少なくということは、何かちょっとマスコミ関係で見ましたけれども、国は40でしょう。山形県は独自だよな、「さんさん」プランでしょう。これが今度30人ということですよな。そういうことで、それをよしとしたと、常任委員会としてね。

これ委員長、さっきちょっと引かかる言葉は、先生方の過重労働という言葉がありましたよね、どこの党の言葉かよく分からんけれども。何が過重なのか、ちょっと私も比較しようがないんで、何かあれば、今日は教育長に聞く場面でないので、委員長からのあれなんです。過重労働については、かなり資料等で分析されたんですか。人数で、今回30人提案されていると、請願が出ている、請願ですか、国の40というものと比較した場合に、人数的に多ければ仕事も多いから過重だと。こういう単純な過重労働という言葉でないと思いますが、非常に過重労働ということについては、先生方、特にご負担かかっているなどは、お聞きす

る場面がありますけれども、何の物差しで過重労働と、そういうふうな委員長の提案理由の中に織り込まれたのか、ちょっと、分かればね。分からなければいいです、また勉強しますから。

2回目の質問。

○議長 7番伊藤 進君。

○総務文教常任委員会委員長 特段、資料どうこうはなかったんですが、働いている中で、やっぱりクラスの人数的な部分とか、あと学校関係の様々な職務の中で、先生方が負担になっている部分はあるというふうなことでの、そういった部分が過重になる部分もあるというふうなことでの話であります。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 分かりました。過重になる部分もある、そういうような意味合いですと、非常に板挟み感の答弁ということ分かりますけれども、その辺の表現というのはやっぱり、なかなか、私はその職にないわけだけれども、町議会で議論をし、願意を妥当としていった場合に、どの程度まで、私たち、現場のこと分かってもらっているのかなという、先生方からすれば、ありますよね、これ。この言葉だと、分かってけっちゃんのかなということと、期待しているのかなということと、期待されても、我々何も、できる範囲が限りがあるわけでしょう。ただ私は、この際申し上げれば、今の小野教育長は複式学級はオーケーなんですよね。早い頃の一般質問で、複式学級で総理大臣になった人がいる、俺からするととんでもないなど、それはいるかもしれないけれども、国が40とやっているときに、山形県は33とやっているときに、複式があれだという、そういう人が教育長で困るなど、今も思っていますよ。

この内容は30人という、私、これはよく勉強しないと、山形県が33とやっているときに、その辺の精査しないと分からないので、これは反対であります。

答弁は要らないです。

○議長 ほかに。

6番島貫 偕君。

○6番 6番です。

私も反対の立場で意見を申し上げます。板挟みです。隣の人とも仲いいですから、なかなか難しい。

私が総務さいれば、こういう資料では検討資料と言えませんね。川西町、30人超える学級が何ぼあるんですか。吉島小学校は30人になっているんですか。最高20人しかいないんですか

ら。川西町、どこかの学校、小学校、中学校含めて、30人超える学級幾らありますか、教育長にお尋ねします。

こういうバックデータ示して、議会にだったな、一般的にだな、ごめんね。だから、こういうのの数量の裏づけに基づいて、全体25学級ありますけれども、20学級ぐらいは超えますよとか、そういう資料を出してもらって、私は検討するべきだと思いますよ。前から構わず、資料、資料と申し上げておりますけれども、何が30人ですか。

私がもう一つ言いたいのは、30人にすると先生が優秀になるんですか。根拠ないでしょう。先生の負担になるのは分かりますよ。私など50人学級で育ってきた人間、それで何だかんだといたって、落ちこぼれもいれば、大学さ行ったのもいるし、ばらばらですよ、個性ですよ。先生が疲弊する、そういう努力するから、くたびれるんですよ、私の理屈は。そこそこにやってくださいよ。

私のときの担当の先生、おめえさ、何ぼ言ったって分かんねえ、遊んでろという先生もいたんだからね、50年前だけれども。勉強したい人は昼休みも勉強したの。これが差があるわけ、はっきり言って。これは時間たってますから、こんなことは昔の話だけれども、そちらが言うように40人をから0人にすると成績よくなるんですか。川西町の学級成績のデータが山形県で5番目ぐらいになるんですか。そういう根拠もないデータで話しして、30人が妥当とか何とかと、私は妥当だという考え方になりませんから、反対を申し上げます。

○議長 答弁は必要でしょうか。

○6番 要らない。

○議長 ほかに。

(な し)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第2号 「安全・安心でゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」に関する請願、総務文教常任委員会委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

◎発議第6号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第7、発議第6号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、広聴広報常任委員会及び議会運営委員会において、それぞれ検討され、申出があったものであります。

これを許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第6号 閉会中の所管事務調査については、許可することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長 以上をもって、全日程を終了いたしました。先ほど、日程第6 請願の審査報告において、請願第2号 「安全・安心でゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」に関する請願が採択されたことに伴う意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、議事を進めることに決定いたしました。

ここで、議案配付のため、暫時休憩いたします。

(午後 1時37分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時39分)

◎発議第7号 安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために早急に

30人学級実現を求める意見書の提出について

○議長 追加日程第1、発議第7号 安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために早急に30人学級実現を求める意見書の提出について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者伊藤 進君。

7番伊藤 進君。

(7番 伊藤 進君 登壇)

○7番 それでは、発議第7号 安全・安心でゆきとどいた教育実現のために早急に30人学級実現を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。

期日、記載のとおりであります。

提出者、賛同者については記載のとおりになります。

それでは、開いていただいて、朗読させていただきます。

安全・安心でゆきとどいた教育実現のために早急に30人学級実現を求める意見書。

コロナ禍の中で、子どもも学校も多くの不安と心配を抱えている。

今、新型コロナウイルス感染防止策で、学校教育の現場でも身体的距離の確保が重要である。しかし、40人学級の教室では子どもたちの身体的距離がとれず、「密集状態」となっている。これを避けるためには少人数学級にする必要がある。もともと学校は一人一人の子どもとじっくり向き合い、悩みに耳を傾け、個別の指導をすることが大切であり、現場からは40人学級ではなく少人数学級の実現の要望が多く出されている。

全国知事会・全国市長会・全国町村会は連名で「少人数編成を可能とする教員の確保」を政府に要望している。1月26日、中央教育審議会は、コロナ感染拡大を踏まえ、少人数学級編成を可能とするなど、指導体制や必要な施設・設備の計画的な整備計画を定めることを盛り込んだ答申を行った。教育再生実行会議では委員から「できれば20人程度、少なくとも30人未満の少人数学級の早期実現を目標とすべき」との資料が提出されている。自民党教育再生実行本部も1クラス30人以下の少人数学級の実現に向け政府に義務教育標準法の改正を求める決議を採択し、文科大臣に要請している。30人学級の早期実現、その後すみやかに20人程度の学級への移行を求めた、研究者有志の全国署名は22万を数え、山形県でも1万筆を越えている。コロナ禍の中で30人以下学級早期実現は、国民の切実な願いになっている。

一方、国においても、昨年7月17日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2020において、全ての子どもたちの学びを保障するため、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について検討することが盛り込まれ、1月26日中央教育審議会は、コロナ感染拡大を踏まえ、少人数学級を可能とするなど、指導体制や必要な施設・設備の計画的な整備を図ることを盛り込んだ答申を行った。

しかし、2021年度政府予算案によると、小学校だけ5年計画で35人学級を実現するという不十分な内容にとどまり、文教関係予算はマイナスとなっている。

子供一人一人を大切に教育の推進、そして、新しい生活様式に対応すべく、義務教育の全学年で30人以下の少人数学級編成を実現するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月19日。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣宛て。

川西町議会議長名であります。

○議長 本案に対する質疑を許します。

11番高橋輝行君。

○11番 私は、さっき言ったとおり、気持ちは分からないわけじゃないけれども、反対をしたわけで、そういう立場から、意見書を出すこと自体もちろん反対ですよ。しかし、頭数からいくと、出していくような雰囲気なので、ちょっとお尋ねしたい。

これ、議長名、鈴木幸廣さん個人、加藤俊一さん個人でなくて、議長名、議会全体ということになりますと、私も休んでいるうちも含めて、こういうふうに申し上げてきたんです。まず、安保法案、自衛隊問題だの、これ反対の意見書でしょう。今度、憲法議論しましょう、これ反対の意見書でしょう、川西町議会でしょう。皆さんはその当時、議員でなかったけれども、私もそのときなかったけれども、今度消費税、これはみんないたよね、これ反対でしょう。いわゆる国政与党、自民党というふうに考えれば、もう悪態のし放題なんですよ、川西町の議会は。ちょっと乱暴な言い方です。悪態という言葉は標準語だと思うよ。

そしてまた今回、一番最後のくだり見てくださいよ。令和3年度の、総務には自民党の天下の副幹事長になっている人もいますよね。2人います、5人のうち、総務に、2人いるでしょう、名前言わないけれども、副幹事長している者と6期、7期の議員といますよ。この後段見てください、悪態ですよ。30人学級をお願いだと、百歩譲っていいとしましても、後段で何やっているんだと、こういう内容ですよ。

つまり、安保法案、憲法問題、消費税、4回目の悪態の、国から見ればブラックリストの川西町議会なんです。そんなにも、赤系という言葉はこれ違反か、よく分からないけれども、赤青となれば、いやというふうに見られる。不穏当な発言だったら直しますよ。じゃ、青くらいいうか、色の違うというか、白黒だといいいのかな。そういうふう思うわけで、百歩譲って出すにしても、これは議会として出すものは慎重に慎重を期さないと、鈴木議長を中心

に、陳情にこれから行かなければなりませんよね、重要事業をぶら下げて。そのときに、感情的にならなくても、あんな立派な原田町長だって、かつ感情的になって、議長から注意されたばかりです、過日。感情的になりますよ。

こんなにやっていることがなっていない、一番最後の4行、5行、副幹事長している人がいるでしょう、総務に。この文章を可どするというのは、何見ているんですか。もう一回読んでくださいよ。出すにしても、あなた方5人の問題じゃないんだよ。私も自民党、副議長、幹事長ですよ、所管でないけれども。あと何か党もいつけど、今自民党だけ言っている。

そういうことからいくと、この文章は手直し、再考、手直しです。これ出しちゃったら、4回目の大悪態になるんですよ。何頼みに行ったって、予算は、ゼロにはなりませんけれども、45デシベル以上は駄目なんだよね、大滝さんだっけ、45ね。つけますから。

そういうふうに考えれば、俺、何回目だっけ、どうなんだということになりますけれども、その辺は、伊藤委員長、大変でしょうけれども、そんなことなども語る人いましたか、いませんでしたか、それだけ。質問だけ答えて。党名は言わなくても、そういうこと、照らし合わせたようなことで発言した議員がいましたか。いないとすれば問題ですけれども、それだけお聞きします。何回目だっけ、これ、2回目、1回目。ほんなら、まだ2回あるのか。お願いします。

○議長 7番伊藤 進君。

○総務文教常任委員会委員長 おられました。この件についての発言はありました。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 発言はあったけれども、文章は可どしたと。これもちょっと分からないけれども、2回目だよ。

私は、これ直せなんつって、大変だというふうに考えれば、むちゃは言いませんけれども、ただ、所属している自民党という言葉だけ言わせていただければ、そういう因果関係があることを十分分かって、今後請願書なり、特に意見書を出すということについては、吟味に吟味しなければならぬと。これは伊藤委員長に言っているんでない、それぞれ2つの委員会に分かれるわけだから、党費4,000円を納めて入っている者はその辺は、しかも幹事長、副幹事長というふうになりますと、これは大変ですよ。その自覚持っていないと困る、務まらないものはやめてもらわなきゃ困る。役はしたいは、こういうものさ勉強はしていないわけだ、これダブルパンチです、困っちゃう。

そんなことで、そういう発言はあったということですが、これ、このまま出すんですね、委員長ね。

それと、一つだけ聞きますが、島貫 借議員がさっき、我が町はこの人数に引っかかるところあるかと、私、データありませんが、ないようなんですね。ないところがなぜ出すんですか。この人数に抵触する、つまりこれを超えるクラスが一つもないのに、なぜ川西町議会が悪態の意見書を出すんですか。お尋ねします。

○議長 7番伊藤 進君。

○総務文教常任委員会委員長 川西町でいくと、中学校が今、意見書に記載の人数を超えているというふうなこともあるということで、あともう一つは、先ほど申しましたが、教員の働き方改革ということも考えてというふうなこともありましたので、意見書のほうをつくったということです。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 繰り返しになりますけれども、質問でなく、委員長ね、委員長は自民党じゃないからあれだけでも、よく言う、俗に言う政府自民党と、こういう話だから言っているんですけども、やっぱり、お願いはしんなねわ、予算は欲しいわ、補助金は欲しいわ、事業採択は認めてもらいたいわ、悪態は言わなねわ、こういうのは板挟みと言わないよね。調子いいという、これで困る、誰もあいしよらわねということになるので、これ今後、お互いに気をつけてやりましょう。これ以上ありませんよ。

以上です。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 これをもって、令和3年第1回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期にわたってのご審議、誠にご苦労さまでした。

(午後 1時55分)